第２期真庭バイオマス産業杜市構想（案）

令和８年　　月

真庭市

目　　次

１．地域の概要 …… 1

２．地域のバイオマス利用の現状と課題 …… 5
　２．１　バイオマス利用のこれまでの経緯 …… 5
　２．２　バイオマスの賦存量と利用量 …… 14
　２．３　バイオマス利用促進上の課題 …… 15

３．目指すべき将来像と目標 …… 19
　３．１　「真庭バイオマス産業杜市」の将来像 …… 19
　３．２　バイオマス産業都市の目標 …… 22

４．事業化プロジェクトの内容 …… 24
　４．１　事業化プロジェクトの全体像 …… 24
　４．２　事業化プロジェクトの内容 …… 26

５．地域波及効果 …… 33
　５．１　事業別の波及効果 …… 33
　５．２　バイオマス産業都市の推進による地域全体への波及効果 …… 34

６．実施体制 …… 35

７．フォローアップについて …… 36
　７．１　取組工程 …… 36
　７．２　進捗管理の指標例 …… 36
　７．３　フォローアップ方法 …… 37

８．他の地域計画との有機的連携 …… 38

１．地域の概要

（１）地理的特色

本市は、岡山県北部、中国山地のほぼ中央に位置し、北は鳥取県に接している（図1.0-1）。市域は東西に約30km、南北に約50kmに及び、総面積は約828㎢で岡山県全体の１割を超え、県内で最大の面積を有している。また、総面積の約８割を森林が占めている（図1.0-2）。



図 1.0-1　真庭市の位置

市の北部には、大山隠岐国立公園内の蒜山三座や津黒山など標高1,000メートル級の山々が連なっている。また、その山麓には蒜山高原や津黒高原等が広がり、牧歌的な高原風景を形づくっている。中央部には、岡山県の三大河川の一つである旭川が流れ、その流域には神庭の滝や美作三湯の一つである湯原温泉郷など、自然と調和した観光資源が点在している。南部には、旭川に沿って肥沃な平坦地が広がり、農用地を中心に商業地や工業地が形成され、地域の暮らしと産業を支えている。

交通網は、南部を東西方向にJR姫新線が通っている他、中部から南部に国道181号、北部に国道482号が東西に走り、これを南北方向に走る国道313号が連絡している。また、中国自動車道、米子自動車道、岡山自動車道の３つの高速道路と５つのインターチェンジが整備され、岡山市や米子市へ約１時間、大阪や広島へ３時間以内で移動でき、東西南北へ分岐する交通の要衝でもある（図1.0-3）。

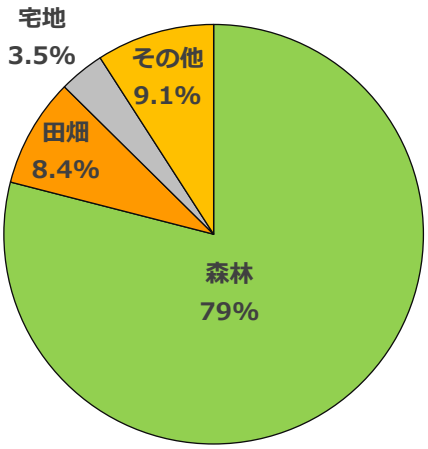


図1.0-2　土地利用別面積割合

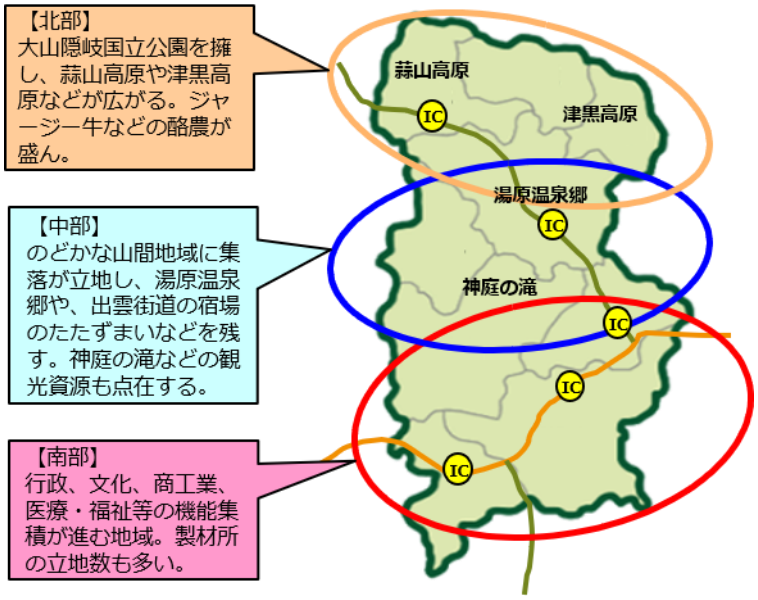


図1.0-3　真庭市の地理的特色

（２）経済的特色

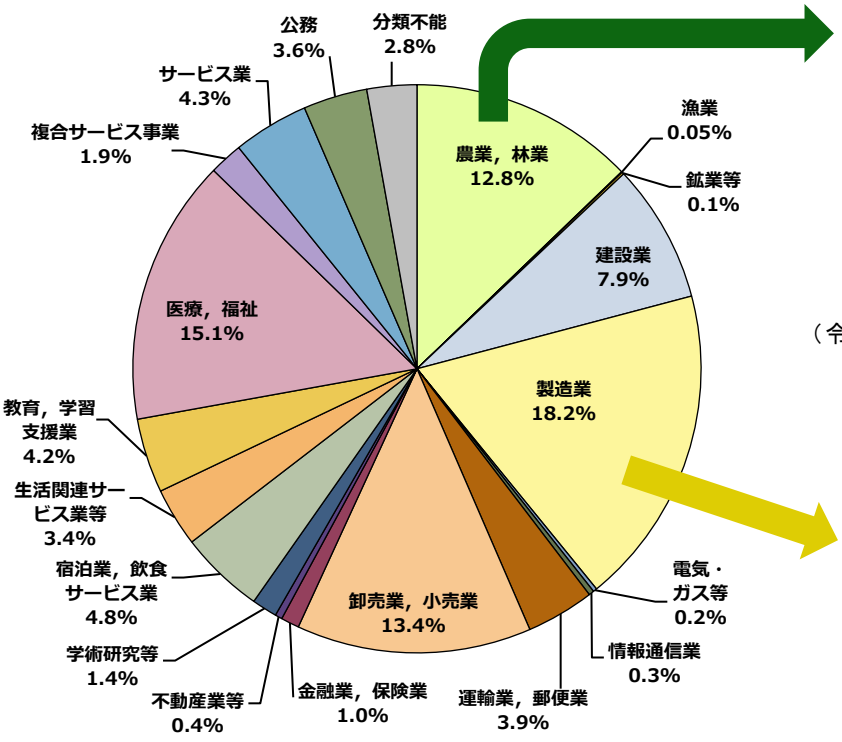
本地域は、古くからの山陽・山陰の中継地で交通の要衝に位置してきた地の利を活かし、市南部の勝山地区では城下町の街並みが形成された。明治以降は、ヒノキの植林が行われ、ヒノキの産地として発展し、木材産業の盛んな地域である。

令和２（2020）年における産業別就業人口（国勢調査）では、第１次産業12.8%、第２次産業26.3%、第３次産業58.1%となっており、県全体と比較して農林業従事者が多い就業構造である。農業産出額では、肉用牛から鶏卵までを合わせた畜産が４割以上を占めており、製造業に占める製材所の事業所数は、11%以上を占めている（図1.0-4）。

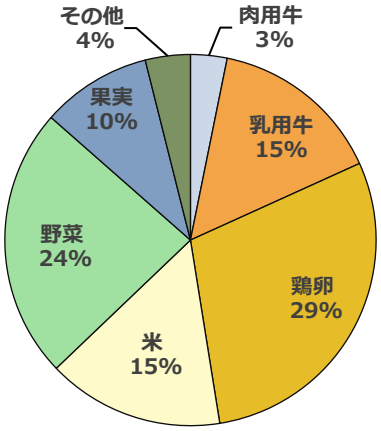
また、平成29（2017）年における市内生産額（平成29年度真庭市産業連関表）では、製造業の市内生産額（1,306億円）が42.8%であり、令和３（2021）年経済センサスでは、製材業・木製品製造業の市内生産額（303億円）が25.0%と製造業の約1/4を占めている（図1.0-5）。

このように、木材産業は、生産額からも比率が高く、地域において特徴的で重要な産業の位置づけとなっている。

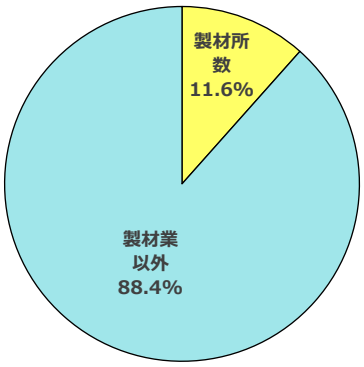
産業別の特色は、以下のとおりである。



就業人口
（令和２年国勢調査）



農業産出額
（令和６年市町村別農業産出額（推計））



製造業における事業所数
（令和３年経済センサス）

図1.0-4　真庭市の産業構造

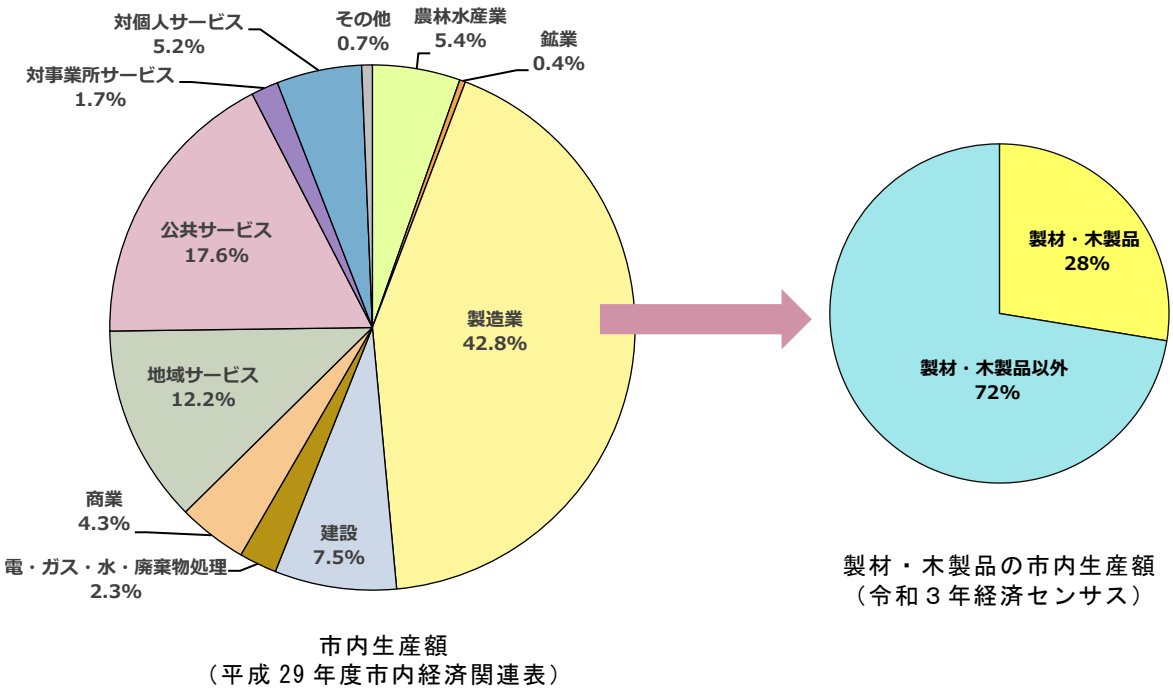


図1.0-5　真庭市の産業別市内生産額

①　農業

農業産出額では、乳用牛、鶏卵、米、野菜が上位を占めている。特に、蒜山高原は国内最大規模のジャージー牛の飼育地域であり、様々な乳製品や関連製品が製造・販売されている。今後は、農業従事者の高齢化や担い手不足などを踏まえ、担い手の確保・育成や生産性の向上を図るとともに、農畜産物の高付加価値化や循環型農業の推進などに取り組む必要がある。

②　林業

市域面積の79%を占める広大な林野を有し、古くから「美作材」の産地として知られてきた。森林施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入など、施業の効率化に向けた取組が進められるとともに、未利用木材を木質バイオマスとして活用するなど、森林資源の有効活用が図られている。

③　工業

図1.0-5のとおり、製造業が市内生産額に占める割合が高く、木材・木製品、電気機械、金属製品、食料品など、幅広い分野の製造業が立地している。中でも、製材所をはじめとする木材関連事業者が集積しており、木質資源を活用した産業が発展している。

④　商業

商業は、地域の生活や雇用を支える重要な産業となっている。一方、人口減少や担い手不足などを背景に、地域の商業機能を維持していくことが課題となっている。今後は、他産業との連携を図るとともに、地域資源を生かした商品・サービスの開発などを通じて、地域内の経済循環を高める必要がある。

⑤　観光業

西日本有数の高原リゾート地である蒜山高原や、西の横綱と評されている露天風呂がある湯原温泉郷など、県内有数の観光資源を有しており、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを観光振興の柱としている。また、真庭観光局を中心に、地域のバイオマスの取組を紹介する「バイオマスツアー真庭」が実施されるなど、地域の特色を生かした産業観光が展開されている。

（３）社会的特色

本市は「豊かな自然と地域資源を活かした人と環境にやさしい『杜市』づくり」を基本理念として、平成17（2005）年３月31日に、勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、川上村、八束村、中和村および北房町の９町村が合併して誕生した。合併後20年を経て、総人口は38,441人、総世帯数は15,470世帯となっており（令和７年国勢調査）、人口は昭和50年をピークとして減少傾向となっている。また、高齢化率は42.2％と、県平均より速いスピードで高齢化が進行している。

令和７（2025）年４月には「第３次真庭市総合計画」を策定し、「真庭ライフスタイル（多彩な真庭の豊かな生活）」の実現に向け、地域資源が循環する持続可能なまちづくりを進めている。特に、林業・木材産業においては、未利用木材や製材端材等を収集して木質燃料に加工する真庭バイオマス集積基地や、木質燃料を用いて発電を行う真庭バイオマス発電所が稼働するなど、木質資源の循環利用が進められている。また、令和７（2025）年１月には、生ごみやし尿、浄化槽汚泥の資源化を行う真庭市くらしの循環センターが稼働を開始しており、廃棄物の有効活用が進められている。

２．地域のバイオマス利用の現状と課題

２．１　バイオマス利用のこれまでの経緯

本地域では、合併前から木質バイオマスの利活用に関する様々な取組を行ってきた。この取組状況は、①地域内若手リーダーによる「21世紀の真庭塾」発足を契機とする初動期、②「真庭市木質資源活用産業クラスター構想」の策定と「21世紀の真庭塾」のＮＰＯ法人化による推進体制強化時期、③事業化組織である「真庭バイオエネルギー株式会社」、「真庭バイオマテリアル有限会社」の設立による事業拡大基盤の整備時期、④「バイオマスタウン構想」の策定とともに「真庭市木質バイオマス活用地域エネルギー循環システム化実験事業」を起爆剤としてバイオマスのエネルギー利活用を推進している現在までの時期、の概ね４つのフェーズに分けて捉えることができる。

さらに、その後の新たな動向として、⑤バイオマスのマテリアル利用の一層の促進を図るべき多面的な展開、⑥産業観光事業である「バイオマスツアー真庭」などの派生事業が展開されてきた。

図2.1-1には、前構想策定までの取り組み全体の俯瞰図を示す。

以下には、これまでの取り組み経緯を各フェーズ・動向ごとに概説する。さらに前構想策定後の動向を追記する。

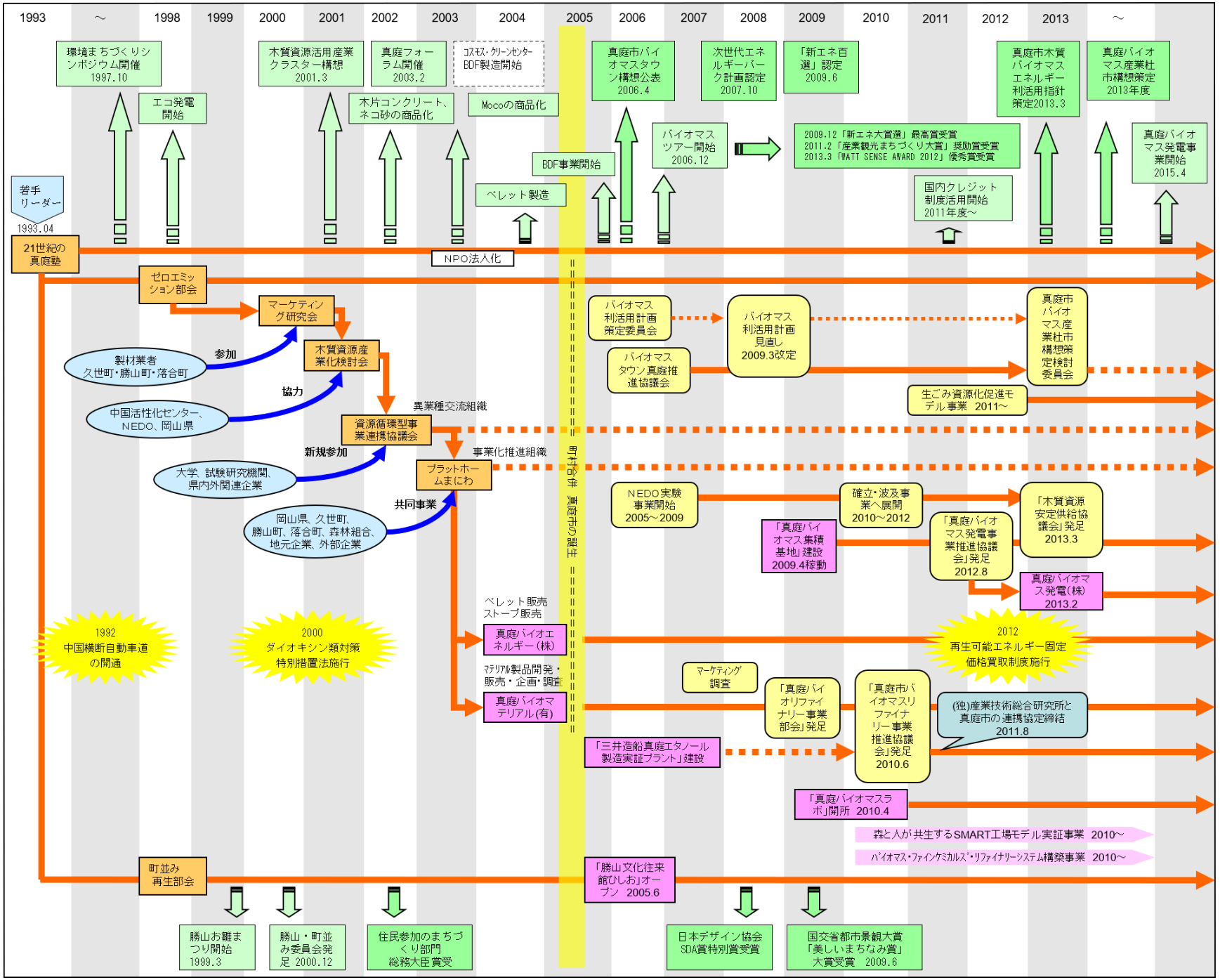


図2.1-1　真庭塾を起点としたバイオマス利活用等の取り組みの変遷

（１）初動期

市南部地域（旧勝山町、落合町、久世町）の若手リーダーが中心となり、平成５（1993）年４月に任意団体「21世紀の真庭塾」を結成した。この組織は、自らの行動と実現を前提に提言を行うことを目的とした研究活動を行ってきた。具体的には、国の地域産業政策の専門家、大学、シンクタンクなどの研究者を招いた自主研究会である。この組織の活動は､平成９（1997）年に「環境まちづくりシンポジウム」の開催として一度目の結実を迎えた。

その後、「21世紀の真庭塾」は「町並み再生部会」と「ゼロエミッション部会」の２つの部会を設け、それぞれに具体的な活動を開始した。「ゼロエミッション部会」では、豊富な人工林とこれに密接な関連がある製材所群を活かし、木質副産物の利活用に取り組んだ。町並み再生部会においては店舗の誘致やまちづくりシンポジウムの開催や、勝山文化往来館「ひしお」のオープンを実施している。

（２）産業クラスター構想策定と組織の強化

平成12（2000）年度には、「21世紀の真庭塾」メンバーを中心に関係事業者も参加した研究会を立ち上げ、それまでの研究や議論について事業可能性の視点から「木質資源活用産業クラスター構想」を取りまとめた。これは、既存の製材所など木質系事業所を中心に木質資源の循環系を構築するものであり、特に副産物の利用による新たな取り組みや他分野との産業連携を意図している。さらに研究会は、これを着実に推進するため、真庭郡木材事業協同組合（現；真庭木材事業協同組合）、真庭地区木材組合、真庭森林組合の参画を得て、組織体制を強化した。

これらの動きは、木質バイオマス発電の開始、木質コンクリートおよびネコ砂の商品化として実を結んできた。

平成14（2002）年度には、「多様な主体の参加と連携による活力ある地域づくりモデル事業」（国土交通省）の採択を受けた。これを機に、研究会を「資源循環型事業連携協議会」に改組し、より広い範囲から参加者を確保した異業種交流の場とした。同時に、これまでの活動を広く地域内外に公表・情報発信を行うことを目的に、実行委員会を立ち上げ「真庭フォーラム」を開催した。その後、市民への情報発信および普及啓発をより着実に行っていくことを目的として「21世紀の真庭塾」がＮＰＯ法人格を取得した。

（３）バイオマスタウンへの始動

平成15（2003）年度には、「木質資源活用産業クラスター構想」の早期実現のために、これまでの組織の中から「プラットホームまにわ」を事業化推進組織として設立した。活動内容は、木質資源を活用した新たな産業創出のための調査事業の実施である。

「プラットホームまにわ」はまず、「おかやま木質バイオマス利用開発推進事業」（岡山県）の補助を受け、木質ペレット燃料等の木粉製造販売事業化調査、ヒノキオイルやリグニンなどの木質由来分子素材活用方策調査、原料安定供給システム化調査を実施し、事業化と仕組みづくりを提案した（図2.1-2）。

翌年、「プラットホームまにわ」のメンバーを中心に「真庭バイオエネルギー株式会社」および「真庭バイオマテリアル有限会社」の２つの地域会社を設立した。前者は木質エネルギーの供給販売、後者は廃材等の再資源化とバイオマス資源の利用促進に関する調査・啓発事業および情報発信を担当している。

一方、各旧町村レベルでの取り組みが活発化してきたのもこの頃である。美甘地区では早くから地域材を用いた公共施設の建設に取り組み、それらの施設への、ペレットストーブの導入をスタートさせた。勝山地区では、製材所の発電廃熱を使った事業ができないか模索が始まり、結果として、ペレット利用の温水プール（健康施設）の建設に至った。北房地区ではコスモスクリーンセンター（焼却場）で河川の水質浄化を目的に廃食用油のＢＤＦ化がスタートした。

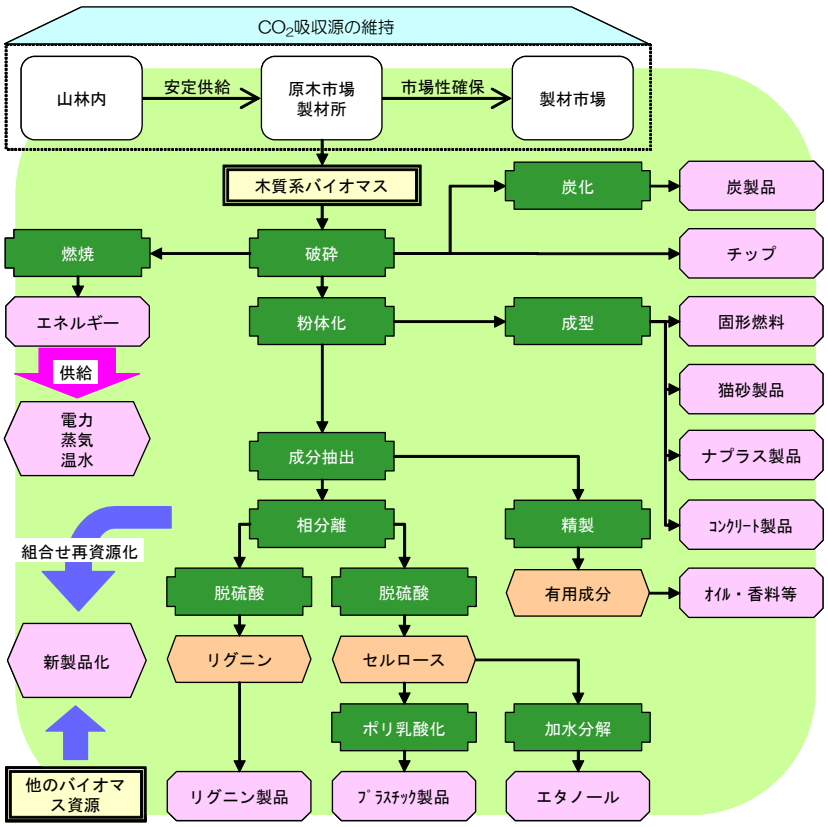


図2.1-2　真庭バイオマスのこれまでの概念

（４）バイオマス利用推進の本格化

合併による真庭市の誕生を機に、木質中心であったこれまでの取り組みを、バイオマス全般に拡大した。具体的には、バイオマス利活用計画書およびバイオマスタウン構想の策定、バイオマス利活用理解醸成事業への取り組みである。その成果として、平成 18（2006）年３月に「真庭市バイオマス利活用計画書（計画期間：平成 18 年度～27 年度の 10 年間。平成 21 年３月改訂）」を策定し、同年４月には「バイオマスタウン構想書（計画期間：平成 20 年度～24 年度の５年間。平成 21 年３月改訂）」を公表した。

また、真庭市および民間事業者による木質バイオマスのエネルギー転換促進のための実験事業である「真庭市木質バイオマス活用地域エネルギー循環システム化実験事

業（以下、実験事業と言う。）」が平成17（2005）年12月にスタートした。この事業は、５年間にわたり、木質バイオマス燃料を地域内で効率的に収集・運搬し、製造業事業所、商業施設、農業施設用のエネルギーに転換しようとするものであり、地域関係者で連携して新たな仕組について合意形成ができ、現在のバイオマス流通システムの基盤が整備されるなど、一定の成果を上げた。実証期間が終了した後も、実証に使用した設備は、各事業者により常時稼働しており、木質バイオマス燃料の供給も安定的に行われている（図2.1-3）。

平成21（2009）年４月には、市内木材産業関連団体により「真庭バイオマス集積基地」が稼働開始した。これにより、これまで利用率の低かった林地残材、樹皮をチップ化・粉砕処理し、地域内外へ原燃料の安定供給が可能となり、未利用バイオマスの利活用を促進させている。

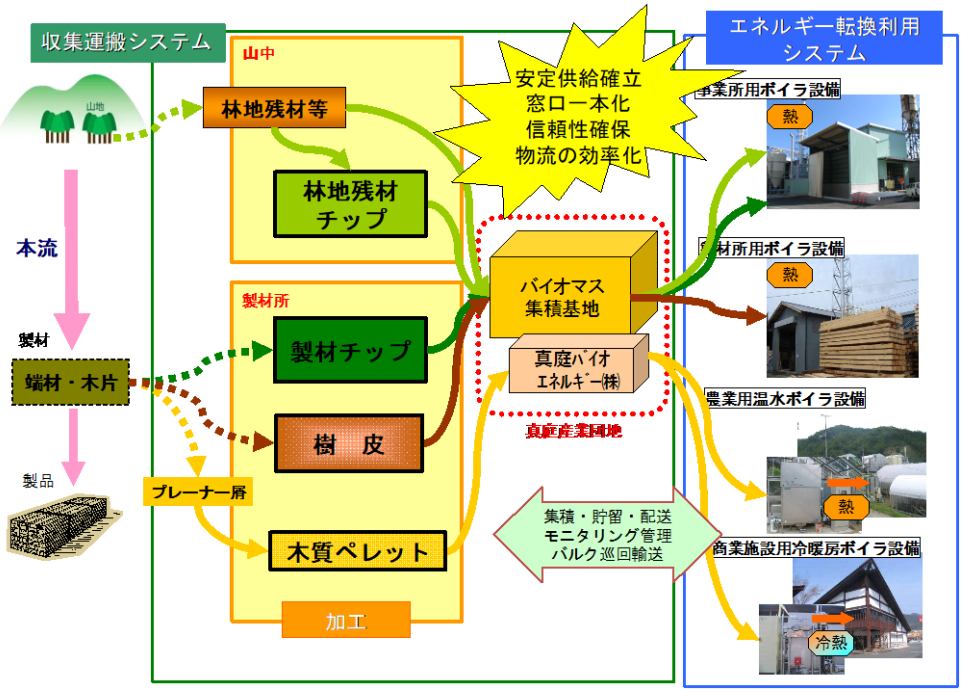


図2.1-3　真庭市木質バイオマス活用地域エネルギー循環システム化実験事業概要

平成23（2011）年頃より再生可能エネルギーの固定価格買取制度の施行へ向けた国の方針が示されるなどの追い風を受け、既に木質バイオマス燃料を活用した自社発電事業を運営している事業者が主体となり、林業・木材産業関連者や真庭市などの地域関係団体の連携のもと、これまで真庭地域における木質バイオマス発電事業の実現可能性について調査、検討が推進されてきた。

平成24（2012）年７月に固定価格買取制度が施行されたことを受け、事業化に向けたより具体的な協議、検討および事業推進を図るため、関係者の連携のもと、「真庭バイオマス発電事業推進協議会」を立ち上げ、事業推進が本格化した。

平成25（2013）年２月には、真庭地域を中心とした林業・木材産業関係事業者および真庭市も含め９団体の参画により、実施主体となる「真庭バイオマス発電株式会社」が設立され、平成27（2015）年４月稼動を目指し、真庭地域における木質バイオ

マス発電事業が本格的に始まった。

（５）バイオマス資源利用の多面的展開

平成17（2005）年10月から平成19（2007）年12月までの期間、官民の共同実験事業として「E3社会実験」を行った。岡山県では、上記実験事業と連動し、平成19（2007）年度にバイオマスのエタノール化とマテリアル利用をテーマとする事業化に向けての研究会が発足し、産学官連携による微粉砕技術処理装置の技術研究開発が真庭市をフィールドとして行われ、新たな産業創出を目指し、エネルギー利用だけではなく、マテリアル利用への検討も始まっている。

その推進には研究開発が不可欠であることから、平成22（2010）年４月にその拠点として岡山県と共同により、木質バイオマスリファイナリーに関わる研究室として、「真庭バイオマスラボ」を整備した（図2.1-4）。

併せて、同年６月に産学官の連携組織として「真庭市バイオマスリファイナリー事業推進協議会」が発足し、木質資源を余すことなく活用するための検討が始まった。



図2.1-4　真庭バイオマスラボ外観

また、食品系バイオマスについても民間レベルでは、湯原地区で廃食用油の回収とＢＤＦ製造の取り組みが継続的に進められている。

さらに、平成23（2011）年度から、生ごみを活用した有機堆肥の製造実証事業を開始し新たな資源活用の仕組みづくりを検討してきた。

（６）バイオマス利活用による派生事業

全国的に注目が高まるバイオマスの取り組みそのものについて、ツアーを通じて学んでもらう産業観光「バイオマスツアー真庭」が平成18（2006）年12月にスタートし、平成24（2012）年度までに545回、延べ11,065人に上る実績を上げている。この、バイ

オマスツアー真庭の活動が評価され、平成19（2007）年10月に、「次世代エネルギーパーク」の認定を受けた（図2.1-5）。

さらに、平成20（2008）年４月には、木質バイオマス資源を活用した地域活性化事業が「農商工連携88選」に選ばれた。

このように、地域における産業観光の確立、そしてバイオマスツアー真庭がもたらす地域への波及効果などが評価され、平成21（2009）年12月には、「新エネ大賞」の受賞をはじめ各賞も受賞し、地域の方の自信と誇りにも繋がってきている。



図2.1-5　バイオマスツアー真庭

（７）真庭バイオマス産業杜市構想策定後の動向（図2.1-6）

①　真庭バイオマス発電事業

平成27（2015）年４月に「真庭バイオマス発電所」が稼働を開始して以降、関係者の連携・協力の下、地域の木質資源を燃料とする発電事業が継続して行われている。これにより、これまで十分に活用されてこなかった木質資源の利用が進むとともに、地域の林業・木材産業の活性化に寄与してきた。こうした中、固定価格買取制度（FIT）による買取期間の満了を見据え、今後の事業の在り方について関係者間で検討が進められている。

②　真庭バイオマスリファイナリー事業

産学の共同開発の成果として延べ８件の特許出願がなされ、一部の参加企業において商品化が進んだ。このように一定の成果が得られ、事業の具体化に結び付いたことから、共同開発の枠組みを一旦解消し、今後は、産業全体の振興を図るため、平成31（2019）年４月に研究開発拠点であった「真庭バイオマスラボ」を「真庭市地域産業振興センター」に改称し、活用していくこととなった。

③　有機廃棄物資源化事業

平成26（2014）年６月より、「バイオガスシステム構築モデル事業」として生ごみ、し尿等を原料とするバイオ液肥の地域内での利用促進に取り組んできた。平成31（2019）年２月には、「真庭市くらしの循環センター」の建設候補地を決定し、建設に向けた調査等を経て、令和６（2024）年12月に整備され、令和７（2025）年１月より本格稼働を開始している。

④　産業観光拡大事業

平成27（2015）年度には、目標を掲げたバイオマスツアーへの参加者および宿泊率を概ね達成したが、その後は、他の地域においても、類似のバイオマス利活用施設や事業の整備が進み、本市の特異性が低下したこと等に起因し、参加者が減少していた。一方で、学校等を対象とした教育旅行向けの学習コースの造成、宿泊費、交通費の一部を補助する制度の実施などにより、令和３（2021）年度以降、ツアー参加者は大きく回復した。また、インバウンドへの対応として、外国語版パンフレットを作成するなど、海外からの参加者の受入れにも取り組んだ結果、海外からの参加者も増加している。このように、事業者による多様な事業展開が軌道に乗り、自律的な運営が確立されている。

また、前構想策定後の真庭市における展開は以下のとおりである。

①　真庭市SDGs未来都市計画

本市は、平成30（2018）年６月に「自治体SDGsモデル事業」に選定され平成31（2019）年３月に「真庭市SDGs未来都市計画」を発表した。この計画には、バイオマス産業杜市構想における各種事業が環境・社会・経済の様々な課題解決に寄与するものと位置付けている。

②　真庭版地域循環共生圏

令和元（2019）年５月に「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を行う活動団体に選定された。これを受け、真庭版の「地域循環共生圏」の構築を推進しており、「バイオマスの多様な活用」と「里山・里海の連携」を軸に、多様な主体との連携のもと地域資源を活用し、環境・社会・経済への課題解決を目指すこととしている。

③　ゼロカーボンシティまにわ宣言

令和２（2020）年３月に「ゼロカーボンシティまにわ」を宣言し、地域資源を活用した再生可能エネルギーの創出をはじめ、市民や事業者と一体となって、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた取組を進めている。

④　脱炭素先行地域

令和４（2022）年４月に「脱炭素先行地域」に選定され、公共施設のLED化や太陽光発電設備の導入等により、2030年度までの公共施設の脱炭素化に向けた取組を進めている。

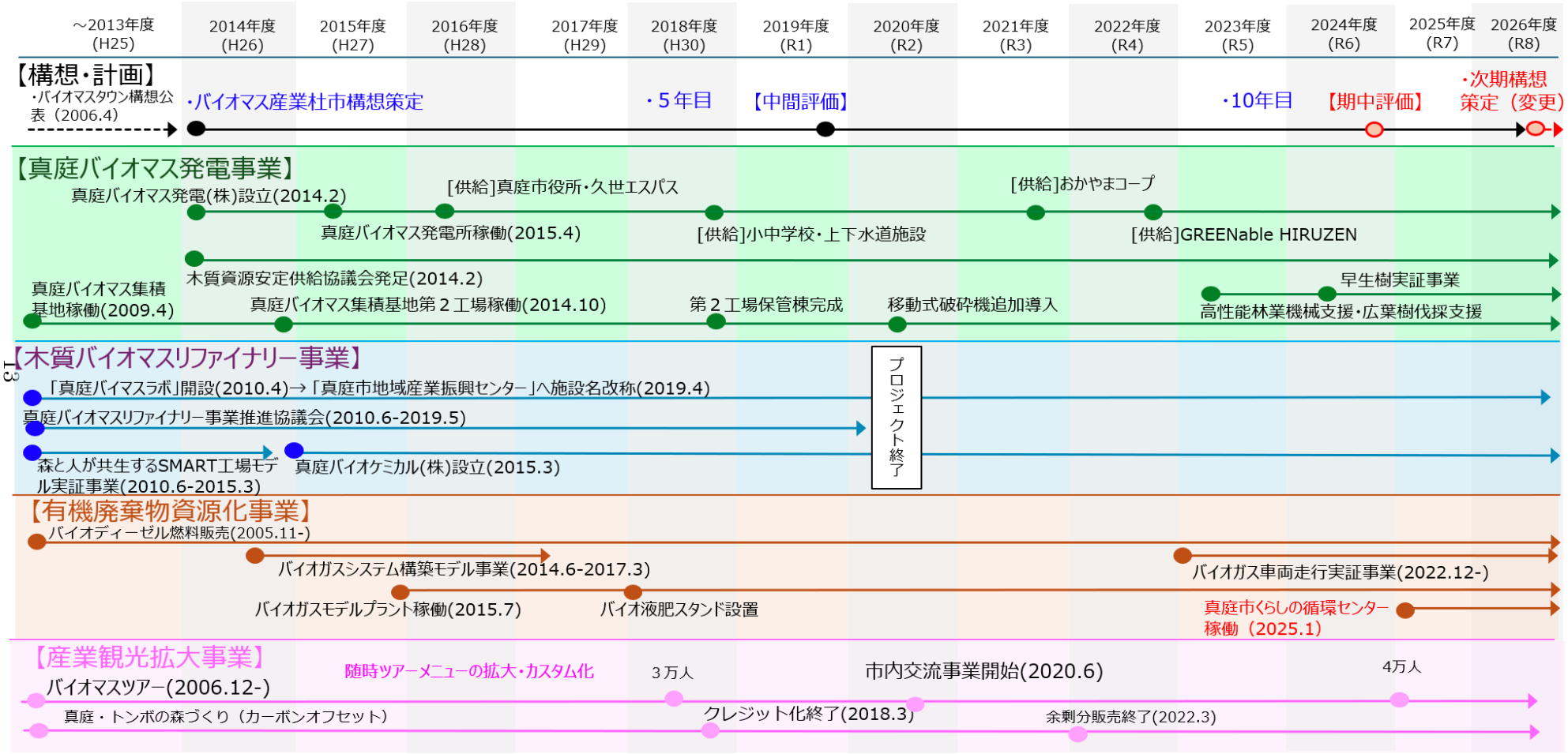


図 2.1-6　真庭バイオマス産業杜市構想の主要プロジェクトの動向

２．２　バイオマスの種類別賦存量と利用量

本市におけるバイオマス種類別の賦存量と利用量は以下のとおりである（表2.2-1）。

表2.2-1　バイオマス種類別の賦存量および利用率

バイオマス	賦存量		変換･処理方法	利用量		利用率
	（湿潤量）t/年	（炭素換算量）t-C/年		（湿潤量）t/年	（炭素換算量）t-C/年	（炭素換算量）%
廃棄物系バイオマス	268,110	61,966		261,918	60,421	97.5%
家畜排せつ物	103,789	6,193		103,789	6,193	100.0%
乳用牛	43,997	2,625	堆肥化	43,997	2,625	100.0%
肉用牛	21,311	1,272	堆肥化	21,311	1,272	100.0%
豚	1,817	108	堆肥化	1,817	108	100.0%
鶏	36,663	2,188	堆肥化	36,663	2,188	100.0%
食品廃棄物	4,984	214		2,442	105	49.0%
家庭生ごみ	989	42	液肥	336	14	34.0%
産業廃棄物系	1,728	74	堆肥化、再資源化	1,529	66	88.5%
一般廃棄物系	2,267	97	堆肥化、再資源化	577	25	25.4%
木質系廃材	122,289	53,844		120,595	53,098	98.6%
産廃木くず	3,907	1,720	燃料、再資源化	2,214	975	56.7%
製材所等残材	118,382	52,123	燃料、チップ、敷料等	118,382	52,123	100.0%
紙ごみ	4,117	1,463		2,173	772	52.8%
産業廃棄物系	309	110	製紙原料	179	64	58.1%
一般廃棄物系	3,809	1,353	製紙原料	1,994	709	52.4%
浄化槽等汚泥	31,638	243	堆肥化	31,626	243	100.0%
下水汚泥	1,293	10	堆肥化	1,293	10	100.0%
未利用バイオマス	111,498	19,258		63,827	11,754	61.0%
稲わら	12,347	3,535	鋤き込み、加工等	11,730	3,358	95.0%
もみ殻	1,937	555	鋤き込み、堆肥等	1,840	527	95.0%
未利用木材	96,997	15,073	燃料、チップ	50,051	7,778	51.6%
剪定枝	217	96		206	91	95.0%
街路樹剪定枝	119	52	燃料、チップ	113	50	95.0%
果樹剪定枝	98	43	燃料、チップ	93	41	95.0%
合計	379,608	81,225		325,745	72,175	88.9%

２．３　バイオマス利用促進上の課題

既に利用されているバイオマス資源の変換・処理の状況と、今後、バイオマス資源の一層の利活用を促進する上での課題は以下のとおりである。

（１）廃棄物バイオマス

①　家畜排せつ物

家畜排せつ物は、重量ベースで木質系廃材に次いで多く発生している。その適正な処理および有効利用は、資源循環の促進に加え、周辺環境への負荷の低減にもつながることから、木質系廃材とともに、本市における重要な利活用促進対象である。

本市における畜産農家は、北部の蒜山高原一帯と南部の落合地区およびその周辺に集中している。両地区には堆肥化処理施設が整備されているほか、各畜産農家においても、堆肥化や農地還元などによる処理・利用が行われている。一方で、各畜産農家における家畜排せつ物の処理負担や、処理・利用の過程で生じる臭気などによる周辺環境への影響が課題となっている。

今後は、こうした状況を踏まえ、家畜排せつ物の安定的な処理および利用の高度化に向けた取組を進める必要がある。

②　食品廃棄物

市内ごみ処理施設の統合に伴い、焼却処理量の削減が求められていることから、可燃ごみ中の生ごみについては、さらなる利活用を図る必要がある。また、食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう「食品ロス」の現状を広く周知し、市民および事業者の意識改革と削減行動を促すことにより、食品廃棄物の発生量の削減に取り組むことも必要である。

一方、一般事業系食品廃棄物については、飲食店等のリサイクル意識の高まりを背景として、２割以上が利用されている。また、産業系食品廃棄物は、一般家庭の生ごみや一般事業系食品廃棄物と比べて性状が比較的均一であることから、９割近い利活用が図られている。

したがって、食品廃棄物の利用率を向上させるためには、食品廃棄物の発生抑止に取り組むとともに、ごみの分別を徹底することが重要である。特に、生活系および事業系の食品廃棄物の分別を進め、利活用可能量を増加させることが必要になる。

③　木質系廃材

炭素換算ベースでは、発生量の大半を木質系廃材が占めていることから、その利活用が本計画における中心的な課題となっている。

現在､製材所由来の木屑は全量が再利用されており､その種類や性状に応じて、製紙用原料、堆肥、敷料などとして利用されるほか、製材所内の木材乾燥用ボイラーの燃料や、発電所等へ供給する燃料として活用されている。

一方、建設廃材については、不純物等の問題があるものの、その利用率は約６割となっており、より高度な分別処理等による利活用方法の多様化が求められて

いる。

④　紙くず・古紙

紙くず・古紙は、他のバイオマス資源と比較して、全国的な資源回収の仕組みが確立されている。一般家庭や学校等では、地区や学校単位での廃品回収運動が行われているほか、事業所等においても、リサイクル意識の向上や分別回収の取組が進んでおり、約５割が利活用されている。今後も分別・回収を一層推進するとともに、紙の使用量の削減に取り組むことが重要である。

併せて、複合紙など、他の物質との分離が難しい紙類については、その大半が焼却処分されていることから、リサイクルしやすい紙製品の利用について普及啓発を図ることが重要である。

⑤　浄化槽等汚泥・下水汚泥

本市内には、工場汚泥を含む浄化槽等汚泥や下水汚泥を処理し、堆肥化するリサイクル企業が立地しており、市内で発生する汚泥のほぼ全量を堆肥化していることから、これらの利用率は100％となっている。また、有機系の汚泥を排出する事業所においても、その大半が再利用されている。

（２）未利用バイオマス

①　稲わら・もみ殻

米作農家は、本市の南部を中心に市内全域に分布している。これらの農家から発生する稲わら・もみ殻の大半は耕地への鋤き込みや堆肥化等を通じて有効活用されている。

②　未利用木材

市域の８割近くを山林が占める本市には、地形や採算性などの制約により、搬出・利用が困難な間伐材や林地残材など、多くの未利用木材が存在している。

これらの資源は、採算性等の問題から十分に活用されてこなかったが、平成21（2009）年の真庭バイオマス集積基地の稼働を契機として、搬出およびチップ等としての利用が進み、現在では賦存量の約５割が活用されている。引き続きこうした取組を推進するとともに、さらなる活用促進に向けた取組を進める必要がある。

また、木質未利用資源・副産物を安定的に確保するためには、木質資源の主な用途である建築用材等の流通・利用を維持していく必要があることから、その基盤となる林業・木材産業の活性化が不可欠である。

③　剪定枝

本市の剪定枝は、柿、ブドウ等の果樹由来のものと街路樹由来のものに区分され、鋤き込みや堆肥化、燃料等として利用されている。

（３）バイオマス利用の既存施設・設備

市内における主なバイオマス利用施設・設備を以下に示す（表2.3-1、図2.3-1）。

市内の木質系バイオマスエネルギー利用設備として、発電用蒸気ボイラが２基、熱利用蒸気ボイラが７基、温水ボイラが17基設置されている。さらに、公共施設や一般

住宅等には、ペレットストーブや薪ストーブが多数導入されている。

また、木質系バイオマス燃料製造施設として、ペレット製造施設が２箇所とチップ製造施設が９箇所存在している。

さらに、食品系バイオマスエネルギー製造施設として、ＢＤＦ製造施設が１箇所、液肥製造施設が１箇所存在している。

今後の利活用施策の検討にあたっては、これらの実績を踏まえ、連携の可能性についても検討するものとする。

表2.3-1　バイオマスエネルギー関係施設一覧（令和8年4月時点）

分類	目的	設備	用途	地図上の分布								
木質系	発電	蒸気ボイラ	自社利用・発電	1	2							
	熱利用	蒸気ボイラ	木材乾燥	3	4	5	6	7	21	22		
		温水ボイラ	加温	8	9							
			農業	10	11	12						
			冷暖房	13	14	15	16	17	23			
		ストーブ	加温	18	19	20						
	燃料製造	ペレット製造	販売	A	B							
		チップ製造	販売	C	D	E	F	G	H	I	J	K
食品系	燃料製造	BDF製造	自社利用	L								
	液肥製造	液肥製造	販売他	M								

注）蒸気ボイラ以外は、1箇所に複数台設置されている場合があるが、地図上では1箇所として表示。

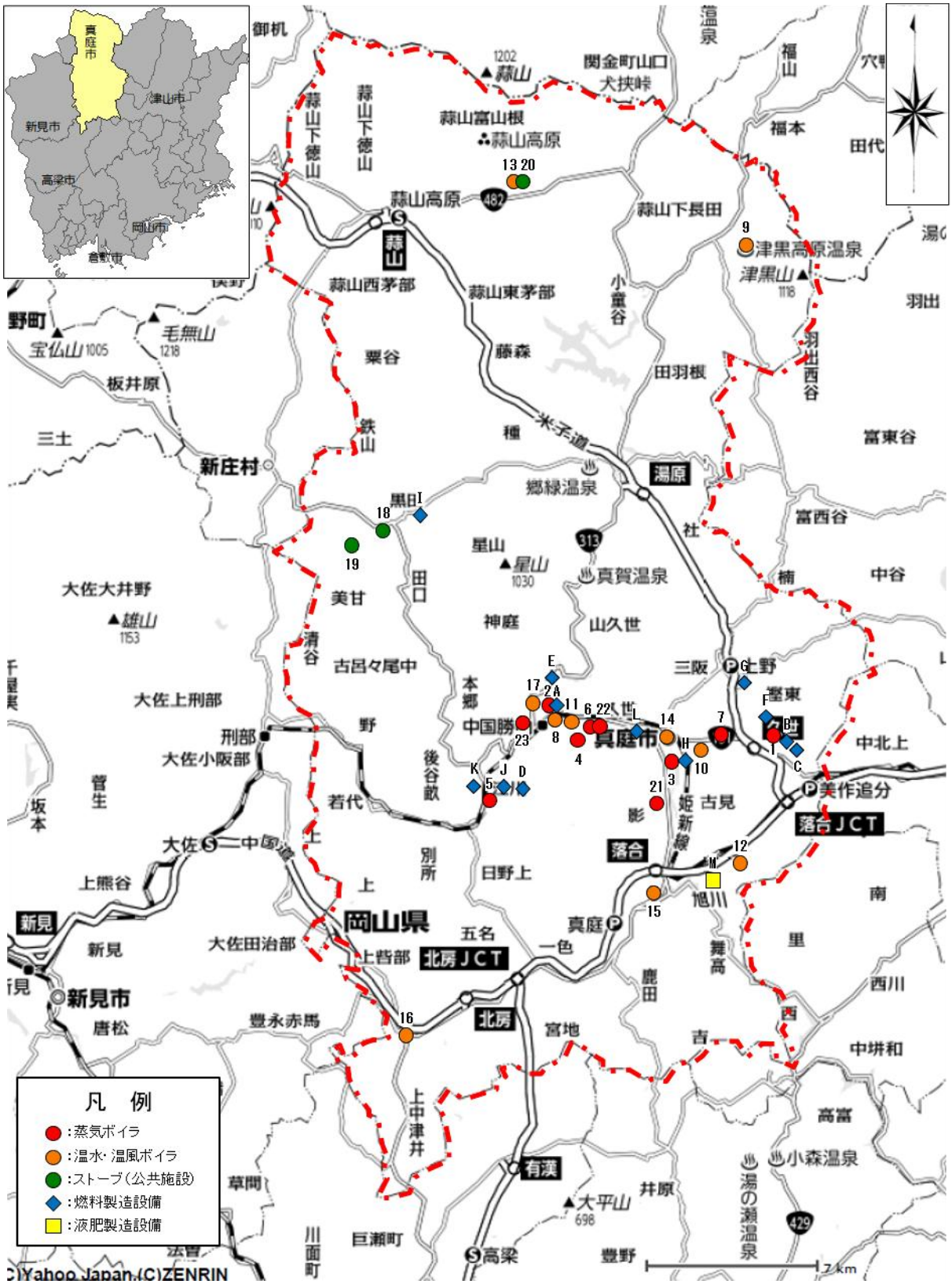


図2.3-1　バイオマスエネルギー関係施設の分布

３．目指すべき将来像と目標

３．１　「真庭バイオマス産業杜市」の将来像

本市では、これまで「真庭市バイオマスタウン構想」、「真庭市バイオマス産業都市構想」および「真庭市バイオマス利活用計画」等に基づき、市民、事業者、行政等の関係者が協力し、木質バイオマス発電所の整備・稼働をはじめとする、様々な事業に取り組んできた。

前構想の策定から10年が経過し、構想期間の満了を迎える中で、社会情勢や地域を取り巻く環境、バイオマスの利活用を巡る状況等も変化している。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を振り返り、その成果や課題等を整理するとともに、引き続きバイオマスを活用した地域づくりを一層推進していくため、第２期構想を策定する。

また、バイオマスを活用した地域づくりを持続的に推進していくためには、関係者が地域全体の活性化につながる理念を共有し､連携して事業に取り組むことが重要である。

このため、本市の特徴を踏まえつつ、市民、事業者、行政等の関係者が相互に理解を深め、協力してバイオマスの利活用を推進するための共通理念として、前構想で掲げた次の５つのキーワードを引き続き掲げる（図3.1-1）。

（自然）：豊富で多様なバイオマスマテリアル・エネルギーを利用できる地域、真庭
（連携）：市内の各地域をバイオマスでつなぐ、真庭
（交流）：バイオマス産業観光・学習が地域のブランドを高める、真庭
（循環）：バイオマス利用装置の開発が地域の循環を促進する、真庭
（協働）：民間の元気、市民の情熱、行政の支援で、強力な環づくり、真庭

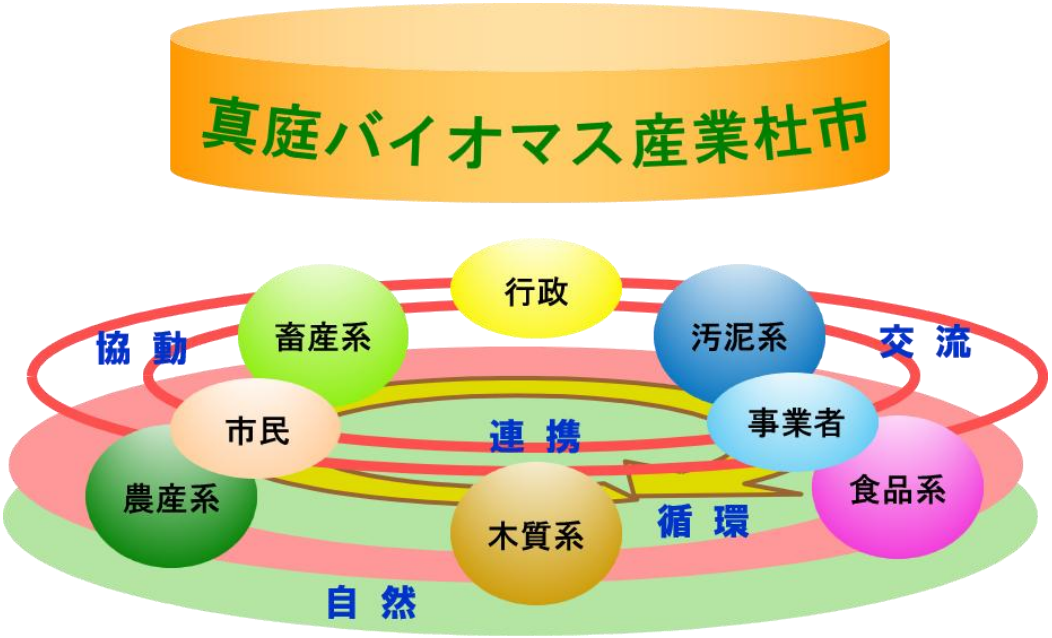


図3.1-1　推進上の５つのキーワード

上記のキーワードを踏まえた、多様な事業の推進により描かれる「真庭バイオマス産業杜市」の将来像を以下に示す（図3.1-2）。

この将来像に描かれるバイオマス産業の活性化および創出のためには、主産業との連携が不可欠であることから、地域に根付いた林業・木材産業（従前の森林整備からの発想転換、新たな木材利用の方策展開等）、農畜産業（地域資源の有効活用方策の構築、効率化、付加価値の創出、他産業との連携等）など、さらなる発展・活性化を図る必要がある。

【森林吸収量が、排出した温室効果ガスを上回るバイオマス産業都市の推進】

■ 木質バイオマスの利活用：
未利用材の活用（バークを含む）、ペレット・チップの利用拡大、安定的な原料供給体制の整備

■ 森林整備：持続可能な資源活用

■ 総合的なバイオマス資源利活用：農業系、畜産系、食品廃棄物系との連携拡大

【省エネルギー施策の推進】

■ 省エネルギー機器の導入、利用促進

■ エネルギー消費管理

■ 省エネ法遵守（啓発・指導）

【再生可能エネルギーの導入】

■ 太陽光、バイオガス、小水力等の再生可能エネルギーの導入

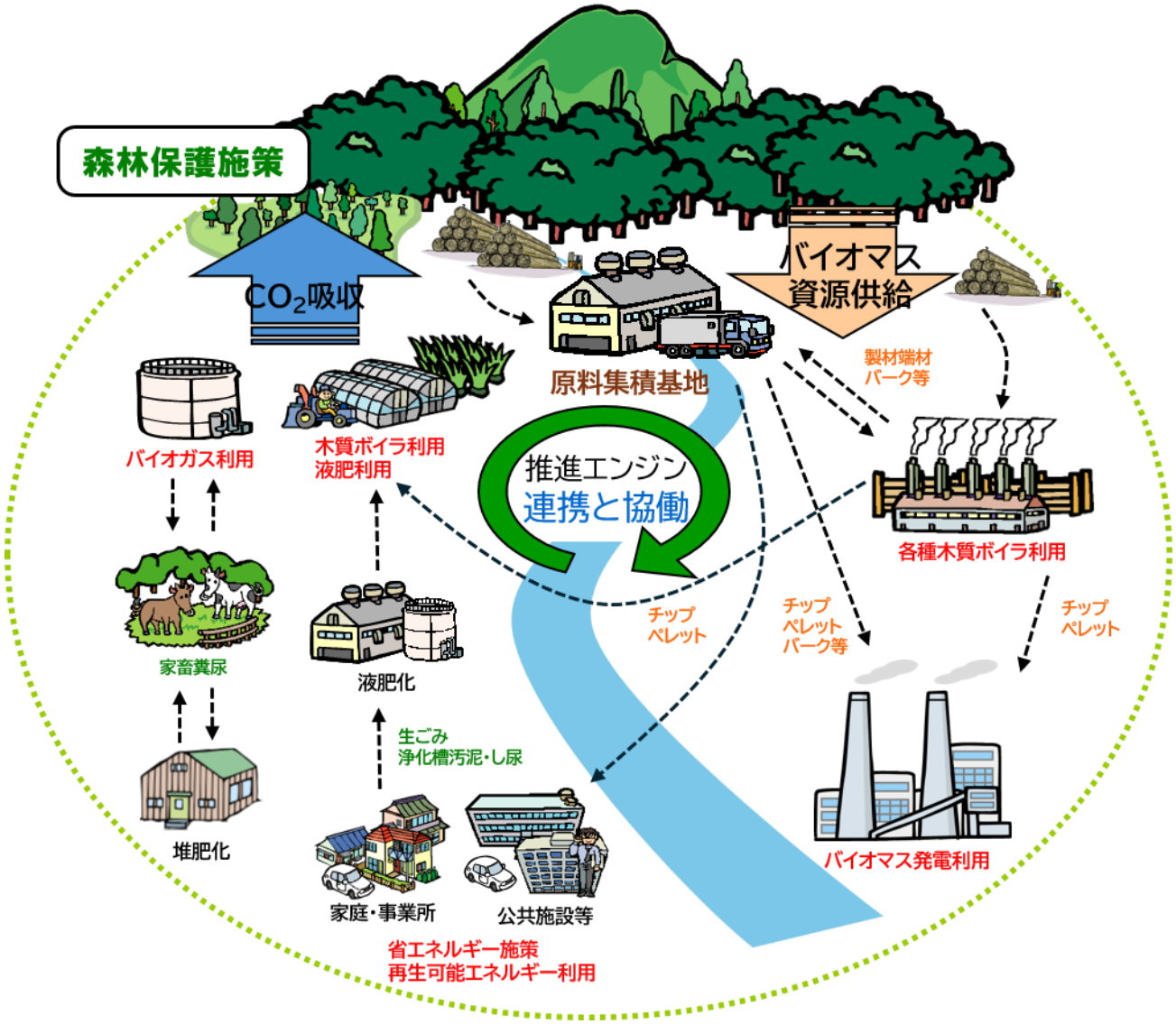


図3.1-2　「真庭バイオマス産業杜市」のイメージ

３．２　バイオマス産業都市の目標

（１）バイオマス資源量の利活用目標

本構想における計画期間終了時（令和18年度）までに達成を目指すバイオマス利用量・利用率の目標値については、以下のとおり（表3.2-1）。

表3.2-1　バイオマス利用量（率）の達成目標

バイオマス	賦存量		変換･処理方法	利用量(目標)		利用率	
	(湿潤量) t/年	(炭素換算量) t-C/年		(湿潤量) t/年	(炭素換算量) t-C/年	目標 (炭素換算量) %	(炭素換算量) %
廃棄物系バイオマス	268,110	61,966		263,105	60,472	97.6%	97.5%
家畜排せつ物	103,789	6,193	堆肥化、 エネルギー化(メタン発酵)	103,789	6,193	100.0%	100.0%
食品廃棄物	4,984	214	堆肥化、再資源化、 エネルギー化(メタン発酵)	3,629	156	72.8%	49.0%
木質系廃材	122,289	53,844	燃料、チップ、敷料等	120,595	53,098	98.6%	98.6%
紙ごみ	4,117	1,463	製紙原料	2,173	772	52.8%	52.8%
浄化槽等汚泥	31,638	243	堆肥化、再資源化、 エネルギー化(メタン発酵)	31,626	243	100.0%	100.0%
下水汚泥	1,293	10	堆肥化	1,293	10	100.0%	100.0%
未利用バイオマス	111,498	19,258		83,863	14,879	77.3%	61.0%
稲わら	12,347	3,535	鋤き込み、加工等	11,730	3,358	95.0%	95.0%
もみ殻	1,937	555	鋤き込み、堆肥化等	1,927	552	99.5%	95.0%
未利用木材	96,997	15,073	燃料、チップ、敷料等	70,000	10,878	72.2%	51.6%
剪定枝	217	96	燃料、チップ、堆肥化等	206	91	95.0%	95.0%
合計	379,608	81,225		346,968	75,351	92.7%	88.9%

（２）バイオマスの利活用効果目標

（１）の目標を達成した場合の効果を推計すると以下のとおり（表3.2-2）。

◆ 目標バイオマス利用量　　約 347,000t/年

◆ 原油代替量　　約 103,000kL/年

→　灯油代を124円/Lと想定すると約133億円に相当

◆ CO2 削減効果　　約 276,000t-CO2/年を達成

注）原油代替量（38.11MJ/L）を灯油（36.60MJ/L）に熱量換算すると約 107,000kL/年

表3.2-2　バイオマス利活用目標を達成した場合の効果

項目	単位	推計値	備考
バイオマス利用量	t/年	約　347,000	
原油代替量	kL/年	約　103,000	
（換算エネルギー量	GJ/年	約　3,929,000 ）	原油熱量38.11MJ/Lにより計算
CO_2削減効果	t-CO_2/年	約　276,000	

４．事業化プロジェクトの内容

４．１　事業化プロジェクトの全体像

本構想における事業化プロジェクトは、①真庭バイオマス発電事業、②有機廃棄物資源化事業、③畜産バイオマス発電事業の３プロジェクトである。これらのプロジェクトは、必ずしも独立したプロジェクトではなく、相互の関係性を有している。

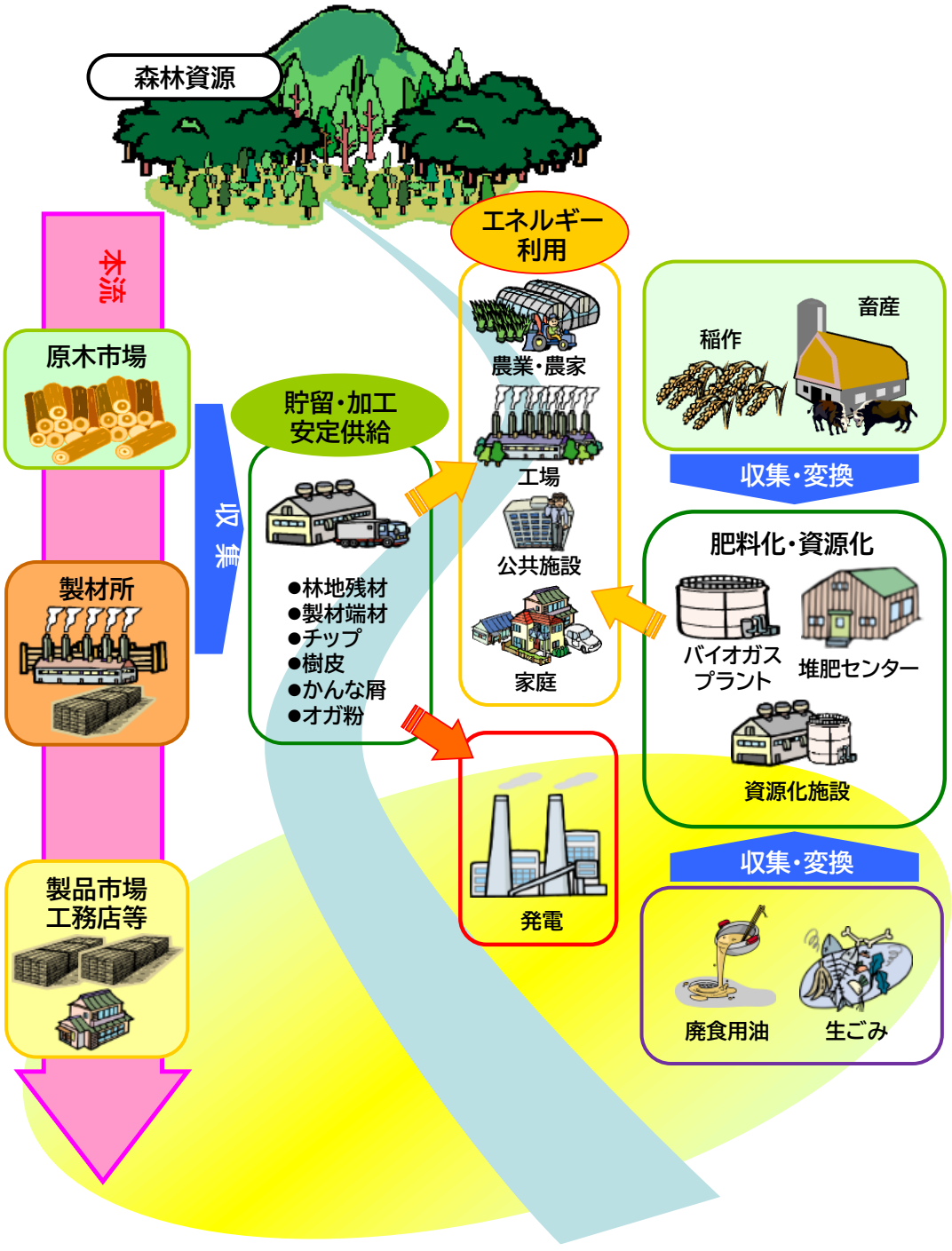


図4.1-1　事業化プロジェクトの全体像

４．２　事業化プロジェクトの内容

以下の事業化プロジェクトごとに、事業概要、体制、規模およびこれまでの経緯・実績と今後の取組を示す。

（１）真庭バイオマス発電事業【継続】

①　事業概要

地域の関係事業者の連携・協力の下、これまで十分に活用されてこなかった製材端材や樹皮、林地残材等の木質資源を燃料として活用する木質バイオマス発電事業に取り組む。

本事業を通じて、木質資源の有効活用および地域内での循環利用を促進するとともに、CO2排出量の削減、エネルギーの地産地消の推進および自給率の向上、林業・木材産業をはじめとする関連産業の活性化を図る。

②　事業主体・関係者

ａ）発電事業

真庭バイオマス発電株式会社（真庭市ほか、林業・木材産業事業者を含め９団体の出資により、平成25年２月４日に設立。）



図4.2-1　発電所外観

b）燃料収集供給事業

真庭森林組合、真庭木材事業協同組合、林業事業体、製材事業者、チップ製造事業者（図4.2-2）

木質資源安定供給協議会（地域内林業・木材産業関係者21団体で構成し、一般用材およびバイオマス資源の安定供給による地域林業木材産業の活性化を図るため、平成25年３月22日に設立。岡山県および真庭市もオブザーバーとして参入。令和７年１月に一般社団法人として法人化。）

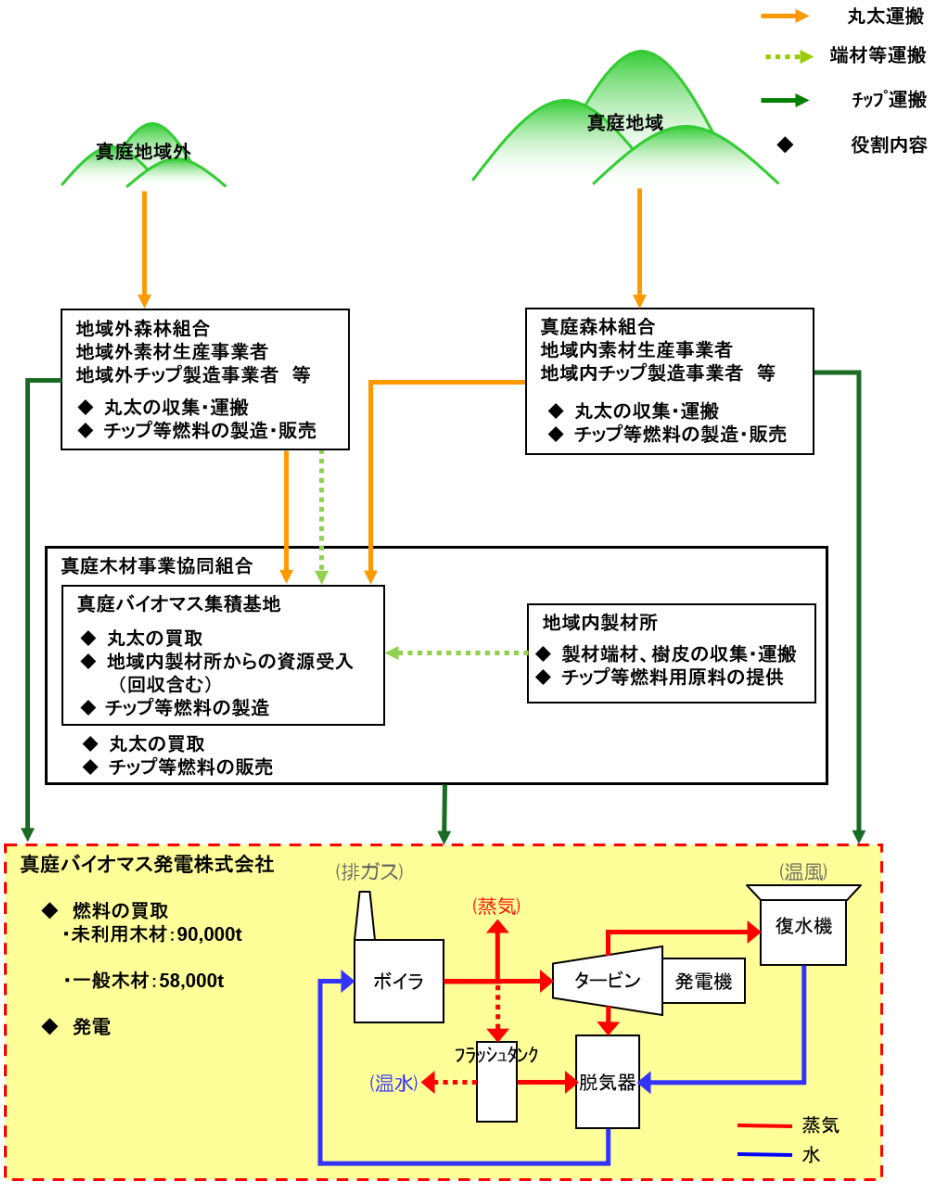


図4.2-2　燃料収集・供給フロー

③　事業規模（施設規模、費用等）

発電規模　：10,000kW（２万２千世帯分に相当。真庭市の世帯数が約１万７千世帯のため、市内全世帯が十分賄える規模。）

年間出力　：79,200MWh（24時間運転、330日稼動）

利用燃料　：木質バイオマス　148,000t/年　うち、未利用木材　90,000t/年
　　一般木材　　58,000t/年
事業費　　：約41億円（うち14億円：森林整備加速化・林業再生基金を活用）
売上見込み：約21億円
建設場所　：真庭産業団地（北１号地）

④　事業の経緯

ａ）発電所建設および売電事業

平成25年２月　：真庭バイオマス発電株式会社設立
平成26年２月　：発電プラント着工
平成27年４月　：発電プラント竣工、運転開始、FITによる売電開始
平成28年４月　：地域電力会社を通じ、市役所、久世エスパスへ売電開始
平成30年４月　：地域電力会社を通じ、小中学校、上下水道施設へ売電開始
　　（全106施設）
令和３年度～　：おかやまコープへ売電開始
令和４年度～　：GREENable HIRUZENへ売電開始

ｂ）燃料収集供給事業

平成25年３月　：木質資源安定供給協議会設立、地域還元の仕組みを検討開始
平成26年10月　：新システム（産地認証）による資源収集開始
平成27年４月～：木質バイオマス燃焼灰活用共同開発事業開始
平成26年10月　：真庭バイオマス集積基地第２工場稼働
平成29年３月　：第２工場保管棟完成
令和元年７月　：移動式破砕機追加導入
令和４年度～　：高性能林業機械支援・広葉樹伐採支援開始
　　早生樹共同実証事業を開始
　　（真庭市・真庭森林組合・三菱UFJ信託銀行(株)の３者協定）

⑤　事業実績

令和元年度以降の真庭バイオマス発電所の実績は以下のとおりである（表4.2-1）。近年は一般材の燃料使用量が減少する一方で、未利用木材の利用量は計画値に近い水準で推移しており、未利用木材の活用が進んでいる。発電量については、年度によって変動があるものの、近年は計画値を下回る水準で推移している。

表4.2-1　発電所における燃料使用・発電実績

年度	燃料使用量（ｔ）			発電量
	未利用材	一般材		（MWh）
計画値	90,000	58,000	148,000	79,200
R1年度	63,294	42,520	105,814	79,100
R2年度	69,105	47,885	116,990	83,153
R3年度	68,003	46,516	114,519	80,973
R4年度	78,925	27,097	106,022	68,405
R5年度	87,896	25,463	113,359	74,223
R6年度	79,849	29,901	109,750	71,144
R7年度	78,012	30,002	108,014	64,209
	86.7%	51.7%	73.0%	81.1%

注）R7年度の%は、計画値に対する達成割合。

⑥　今後の取組

真庭バイオマス発電所は、稼働開始以降、これまで十分に活用されていなかった木質資源の有効活用を促進するとともに、地域の林業・木材産業の発展に大きく貢献してきた。今後は、固定価格買取制度（FIT）による買取期間の満了を見据え、後継施設の整備の可能性を含め、事業の継続に向けた方策について、関係者間で協議・検討を進めていく。

（２）有機廃棄物資源化事業【継続】

①　事業概要

市民および関係事業者の協力の下、生ごみの分別収集を行い、し尿や浄化槽汚泥と併せてメタン発酵処理することで、バイオ液肥として再資源化し、農地等での活用に向けた取組を進める。

本事業を通じて、ごみの減量化および廃棄物処理コストの削減を図るとともに、地域資源を活用した循環型農業を推進する。

②　事業主体・関係者

真庭市、市民、市内事業者、真庭広域廃棄物リサイクル事業協同組合など

③　事業の経緯

平成26年度～　：生ごみ、し尿および浄化槽汚泥等を原料とするバイオ液肥による水稲等栽培実証実施
平成26年度～　：事業手法の適用可能性検討（内閣府事業）
平成26～28年度：バイオガスシステム構築モデル事業
（バイオガスモデルプラント整備、農林水産省補助事業）
平成27年度～　：バイオガスモデルプラント稼働開始
久世地区で生ごみ分別収集を開始
平成28年度～　：バイオ液肥による水稲栽培実証圃場の拡大および農家への

普及
平成29年度～　：真庭市生ごみ等資源化モデル事業
（市単独事業（地方創生推進交付金））
平成29年度～　：バイオ液肥スタンドを設置して供給することで市民へ普及
平成31年２月　：真庭市くらしの循環センター建設候補地決定
令和元年度～　：建設に関する調査事業を開始
令和４年１月　：真庭市くらしの循環センター着工
令和４～７年度：バイオガス車両走行実証事業
令和６年12月　：真庭市くらしの循環センター完成
令和７年１月　：真庭市くらしの循環センター稼働

④　事業実績

ａ）有機廃棄物の資源化

有機廃棄物の資源化については、これまでバイオガスモデルプラントが順調に稼働しており、施設で発生するバイオ液肥についても、農地での利用が進められてきた。令和７年１月からは、新たに真庭市くらしの循環センターが稼働を開始しており、引き続き有機廃棄物の資源化に取り組むとともに、新たにバイオ液肥の濃縮にも取り組むことで、有機廃棄物のさらなる活用が期待される（表4.2-3）。

表4.2-3　真庭市くらしの循環センター施設規模

分類	種別	計画値
処理量	生ごみ	3,000 t
	し尿・浄化槽汚泥	30,000 t
生産量	バイオ液肥	800 t

ｂ）ごみ減量化・廃棄物処理コスト削減効果

ごみの減量化は着実に進んでおり、市内における資源ごみを除くごみの排出量は、令和６年度時点で令和元年度と比較して約１割減少している（表4.2-4）。

また、上記のごみの減量化とともに、生ごみの分別収集により、含水率の高いごみが減少しているほか、真庭市くらしの循環センターの稼働に伴う焼却施設の集約化により、廃棄物処理コストの削減が期待される。

表4.2-4　市内におけるごみ排出量の推移

	排出量	対元年度比
令和元年度	12,284 t	100.0%
令和 2年度	12,115 t	98.6%
令和 3年度	11,715 t	95.4%
令和 4年度	11,742 t	95.6%
令和 5年度	11,426 t	93.0%
令和 6年度	11,135 t	90.6%

注）資源ごみを除く

⑤　今後の取組

市民への普及啓発を通じて取組の理解が浸透したことで、ごみの減量化が進むとともに、バイオ液肥の活用も広がっている。

今後は、下記の点についての取組をさらに推進していく。

ａ）生ごみ分別収集の推進

真庭市くらしの循環センターの稼働に伴い、生ごみの分別収集が市内全域に拡大したことを踏まえ、市民や事業所等への普及啓発活動を通じて、分別収集への理解と協力を促し、収集量の増加を図る。

ｂ）液肥利用の促進

同センターの稼働により、バイオ液肥の生産能力が向上するとともに、新たに濃縮バイオ液肥の生産が可能となったことから、農業者と連携し、農業分野におけるさらなる利用拡大を図る。

ｃ）ごみ減量化の一層の促進

生ごみの資源化と併せて、ごみ全体の減量化・再資源化を進めることで、廃棄物処理コストの削減を図る。

（３）畜産バイオマス発電事業【新規】

①　事業概要

本市の重要な産業の一つである畜産業では、従来から、家畜ふん尿を堆肥等として農地に還元するなど、地域資源の循環利用が行われており、一定の資源循環が形成されている。一方で、堆肥化に伴う作業負担や処理コスト、品質の安定化、臭気等の周辺環境への対応など、従来の処理・利用方法を維持するだけでなく、畜産業の持続性を見据えた処理・利用の在り方を再構築していくことが求められている。

こうした中、メタン発酵技術を活用し、家畜ふん尿をエネルギーや肥料等として複合的に活用する可能性を検証するため、公益財団法人中国四国酪農大学校において、家畜ふん尿等を原料とするバイオガスプラントを整備し、バイオガスによる発電・熱利用および発酵残渣の液肥・再生敷料としての利用に関する実証事業に取り組む。

また、同校は一定規模の飼養施設を有しており、酪農教育・担い手育成の拠点

でもあることから、実証事業を通じて得られた技術や知見、データを教育・人材育成にも活用するとともに、地域の酪農家等と共有し、地域の実情に応じた普及展開の可能性を検討する。

これらの取組を通じて、家畜ふん尿処理に係る負担の軽減や資源利用の安定化を図り、持続可能な循環型畜産業の実現を目指す（図4.2-3）。

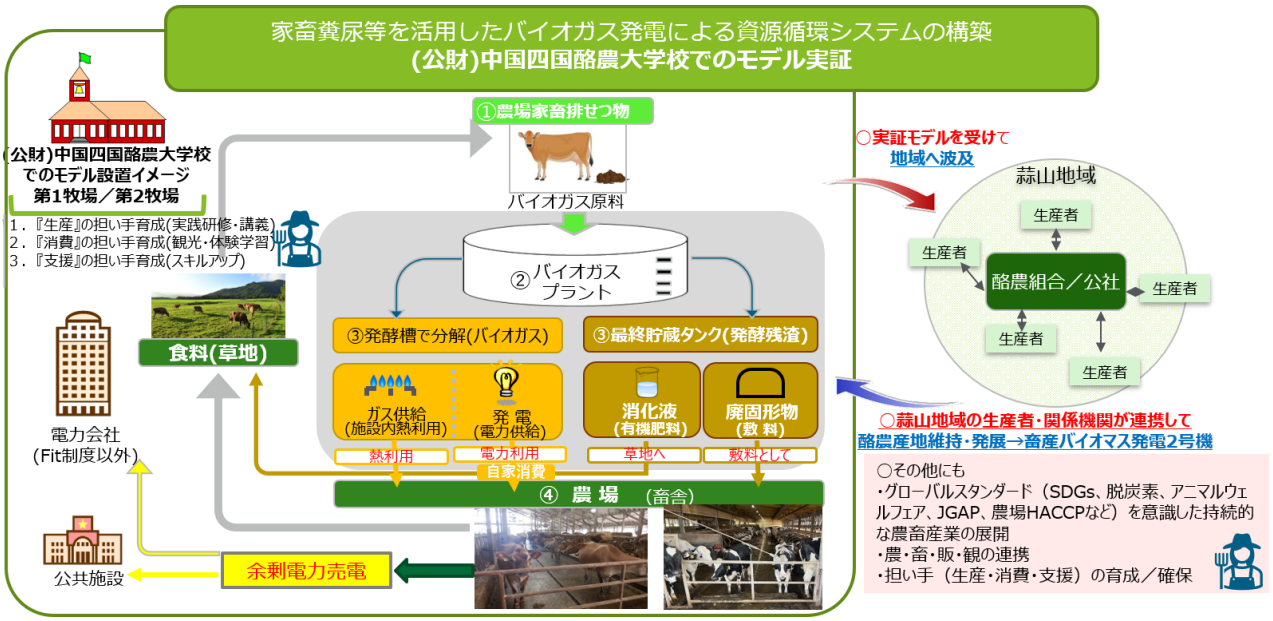


図4.2-3　畜産バイオマス発電事業の概要

② **事業主体・関係者**

真庭市、公益財団法人中国四国酪農大学校

③ **事業規模（施設規模、費用等）**

所在地　：公益財団法人中国四国酪農大学校　第二牧場近接地
処理方式：湿式・中温メタン発酵
処理能力：14t/日（家畜ふん尿等）
発電規模：49kw
事業費　：約９億円（うち4.5億円：地域未来交付金を活用予定）

④ **事業の経緯、スケジュール**

令和６年度　　：畜産バイオマス発電モデル実証に関する調査・研究を実施
令和７年度　　：実証に向けた畜産バイオマス発電モデル施設整備に関する検討を実施
令和８～９年度：実証に向けた畜産バイオマス発電モデル施設の設計・建設（予定）
令和10年度～　：畜産バイオマス発電モデル施設稼働開始（実証開始）
令和14年度以降：実証結果を踏まえ、地域への展開・事業化を検討（予定）

⑤　今後の取組

実証事業を通じて、家畜ふん尿処理に係る負担の軽減や、エネルギー、肥料、敷料等としての有効利用の可能性を検証するとともに、地域への普及展開に向けた取組を進めていく。

５．地域波及効果

５．１　事業別の波及効果

前章に示した事業について、期待される地域への波及効果は以下のとおり。

（１）真庭バイオマス発電事業

・約13億円の木質燃料購入による地域山林所有者および関係事業者への利益還元
・素材・木材生産量の増加
・林業・木材産業の活性化
・森林整備の促進
・約８万tのCO2削減
・エネルギー自給率の向上　　など

（２）有機廃棄物資源化事業

・生ごみの分別収集による可燃ごみの減量化
・一般廃棄物焼却施設の集約による廃棄物処理コストの削減
（３つの焼却施設を１つに集約）
・CO2削減
・バイオ液肥の活用による肥料の自給とコストの削減
・資源循環の取組を踏まえた農産物の生産・ブランド化　　など

（３）畜産バイオマス発電事業

・家畜ふん尿の処理、利用方法の改善による畜産経営の負担軽減と安定化
・発酵残渣の液肥・再生敷料としての地域内利用による資源循環の持続性向上など

５．２　バイオマス産業都市の推進による地域全体への波及効果

前節で示した事業別の波及効果を含め、各事業の目標を達成することによる真庭市全体としての波及効果は、以下のとおりである（図5.2-1）。

- ◆ バイオマス資源の活用による化石燃料の代替を通じて、CO2 排出量の削減による地球温暖化防止への貢献や、エネルギー自給率の向上による地域内経済循環の増大、それらを通じた地域産業全体の活性化が期待される。
- ◆ 併せて、地域資源の循環利用を促進することにより、資源循環型社会の形成に寄与し、持続可能な地域づくりにつながることが期待される。
- ◆ その他、地域産業（農業、畜産業、林業、木材産業など）の活性化、森林機能の回復、専門技術の蓄積、人材育成、環境教育など、多彩な効果が期待される。
- ◆ 以上の直接効果・波及効果により地域力の向上が期待される。

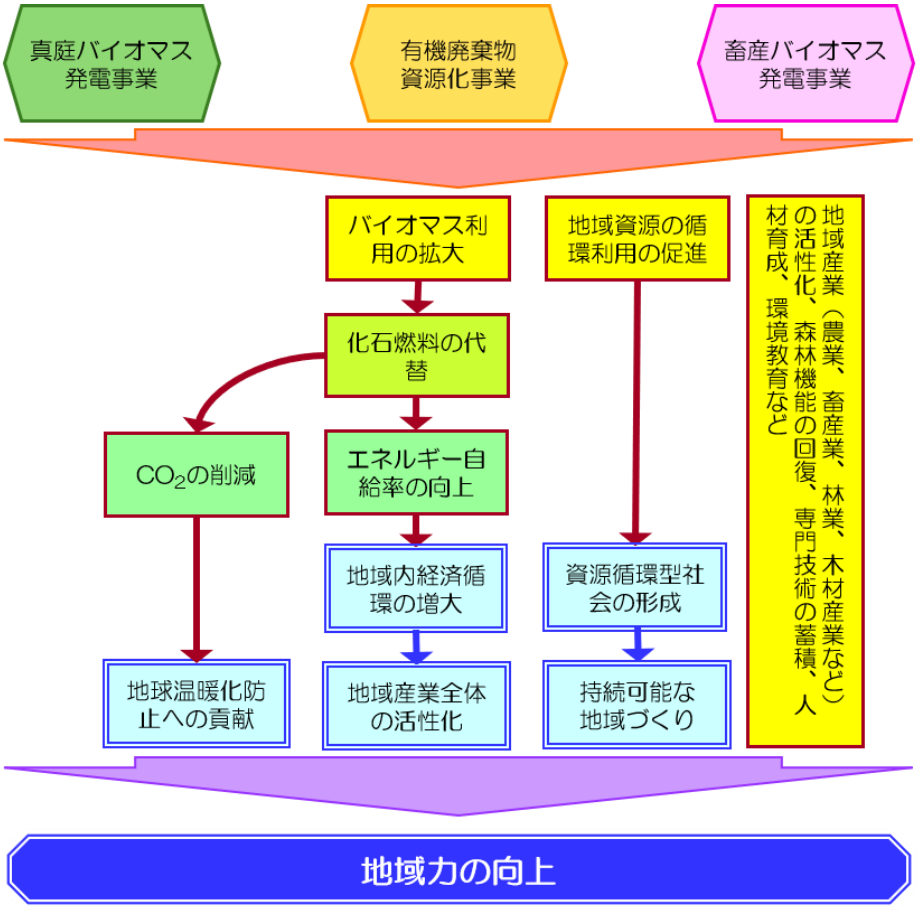


図5.2-1　バイオマス産業都市の推進による波及効果

６．実施体制

本構想を推進していくためには、各事業者や市民および行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して事業に取り組むことが必要である。

このため、本市では、本構想の推進に係る統括的意思決定組織として、「真庭バイオマス産業杜市推進協議会」を設置している。本協議会は、市長をはじめとして、議会、行政、産業、市民等の代表者で構成されており、構想全体および各種事業の推進方針の決定、個別事業の内容や事業全体の進捗状況の把握・評価を行うとともに、その状況に応じて見直し等の検討を行う。

7．フォローアップの方法

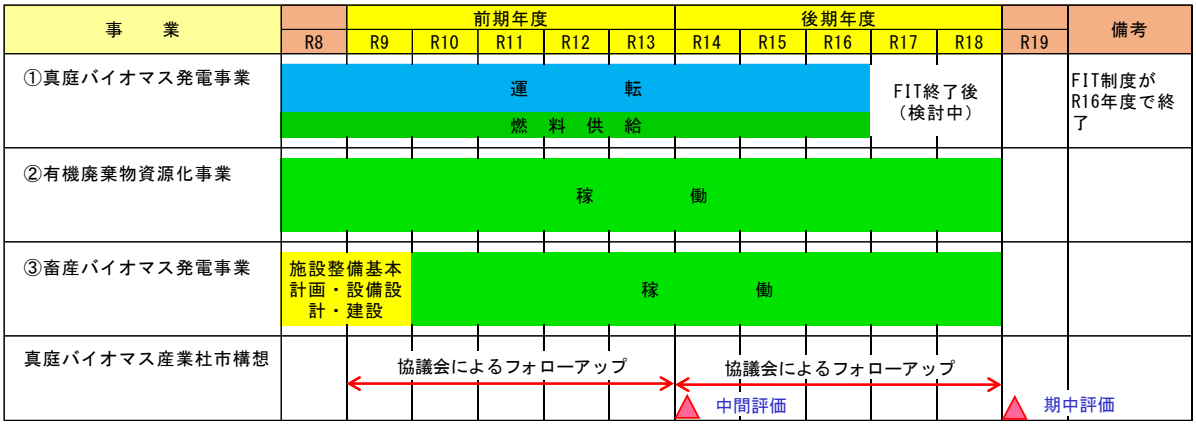
7．1　取組工程

本構想において取り組む各事業の今後の取組工程を表7.1-1に示す。

中間評価は計画策定から５年経過後の令和14年度に、期中評価は計画期間終了後の令和19年度を目途に実施する。具体的には、バイオマスの利用量および利用率について整理するとともに、各事業の進捗状況の確認や効果の検証等を行い、必要に応じて構想および事業内容の見直しを行う。

また、各事業の進捗状況や事業を取り巻く環境等に変化が生じた場合には、必要に応じて事業内容の確認および見直しについて検討するものとする。

表7.1-1　第2期真庭市バイオマス産業都市構想の今後のスケジュール



７．２　進捗管理の指標例

本構想の進捗状況の管理指標例は以下のとおり（表 7.2-1）。

表 7.2-1　進捗管理の指標例

施　　策	進捗管理の指標例
①真庭バイオマス発電事業	・木質バイオマス利用量 ・発電量 ・木質燃料購入（山林所有者および関係事業者への利益還元） ・化石燃料（Ａ重油）代替量 ・CO2削減量 ・エネルギー自給率 ・林業・木材産業の活性化
②有機廃棄物資源化事業	・生ごみ収集量 ・バイオ液肥生産量 ・ごみ排出量の削減
③畜産バイオマス発電事業	・施設整備 ・畜産バイオマス利用量
真庭バイオマス産業杜市構想	・バイオマス資源利用量、利用率 ・CO2削減量

７．３　フォローアップ方法

本構想における各事業の進捗管理及び効果の検証は、各事業の実施主体が行う。また、その内容等については「真庭バイオマス産業杜市推進協議会」が確認を行い、各事業の進捗状況および課題等を把握するとともに、その状況に応じて見直し等の検討を行うものとする。

なお、事業計画に大幅な変更が生じた場合は、構想内容の見直しを行うものとする。

8．他の地域計画との有機的連携

現行の「第３次真庭市総合計画」では、まちづくりの基本理念を「誇り・許容性・持続可能性・安全安心・教育」、目標を「ひと」、「まち」、「市役所」それぞれに設定しており、市の将来像を「真庭ライフスタイル（多彩な真庭の豊かな生活）」の実現と設定している。そして、まちづくりの基本方向として、６つの柱を立てている（図8.0-1）。

その中で、バイオマス利活用施策と総合計画の施策との関連性は表8.0-1に示すとおりである。

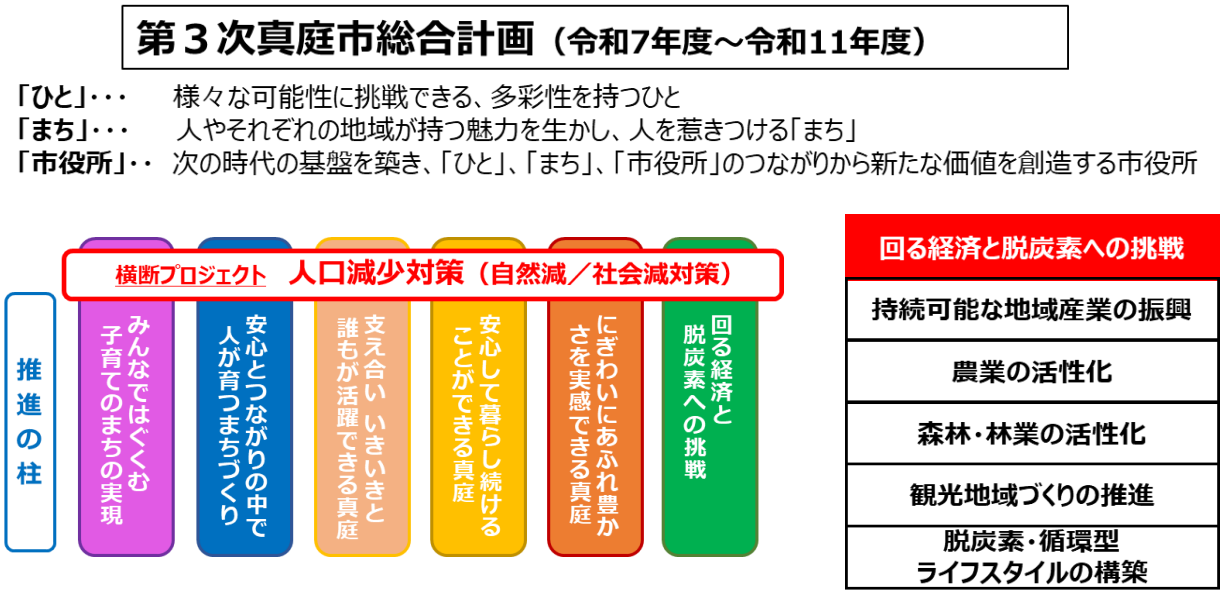


図8.0-1　真庭市総合計画の骨子

表8.0-1　真庭市総合計画の施策に関連する各種バイオマス

基本方向と施策		対応バイオマス・連携内容例
回る経済と脱炭素への挑戦		
農業の活性化	→	農産物残渣、家畜排せつ物
森林・林業の活性化	→	間伐材、林地残材
持続可能な地域産業の振興	→	端材、チップ、おが屑、樹皮等
観光地域づくりの推進	→	食品残渣、廃食用油、産業観光
安心して暮らし続けることができる真庭		
生活基盤の維持・整備	→	下水汚泥、浄化槽汚泥
安心とつながりの中で人が育つまちづくり		
教育（共育：協育・郷育・響育）の推進	→	バイオマスを生かした総合学習
社会教育の充実	→	市民大学、ボランティア講座等
支え合いいきいきと誰もが活躍できる真庭		
地域の資源を活用した地域づくりの支援	→	バイオマス収集への参加等

また、バイオマス利活用の利活用は様々な分野に関係することから、総合計画だけでなく、真庭市経済産業ビジョンをはじめ、森林整備計画、環境基本計画、SDGs未来都市計画、農村振興地域整備興計画、一般廃棄物資源化等基本計画、地球温暖化対策実行計画などの各種計画との整合・連携を図ることが重要である。

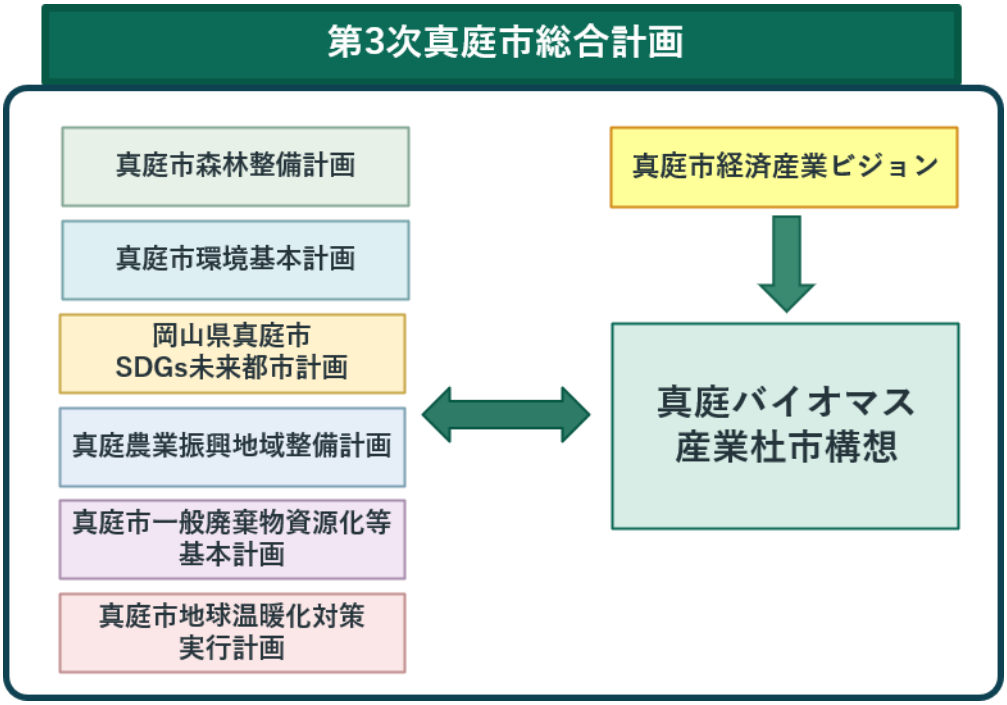


図8.0-2　真庭バイオマス産業杜市構想と他の計画との関連

「第２期真庭バイオマス産業杜市構想」

編　集　　真庭市産業観光部林業・バイオマス産業課

住　所　　岡山県真庭市久世２９２７番地２

電　話　　０８６７-４２-５０２２

発　行　　真庭市

発行日　　令和８年〇月